

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金<u>(1世帯あたり5</u> <u>万円)</u>は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月まで に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、<u>手続きが必要</u>です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり 5 万円

## 給付金の支給時期

板倉町が確認書(または申請書)を<u>受</u>理した日から4週間後が目安です。

# 支給対象と申請の有無

## 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度 「**住民税均等割が非課税」** の世帯 令和4年1月〜12月の収入が 減少し**「住民税非課税相当」** の収入となった世帯(家計急変世帯)

板倉町から確認書 が届きます(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

基準日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

#### 申請が必要です

申請期間:~令和5年1月31日(火)

申請時点で住民登録のある市区町村に 申請してください。

【申請書配布先】板倉町役場福祉課 社会福祉係

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

### 給付金の支給手続き

#### I 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

#### (1)世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、板倉町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、板倉町に返送してください。【確認事項】
  - ① 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと。
  - ② 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告のかたがいないこと。

#### (2)世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に板倉町役場福祉課に、直接または郵送 でご提出ください。

#### 【必要書類】

令和4年1月1日時点の住所が現住所と異なる方は、令和4年1月1日時点でお住まいの市 区町村が発行する住民税非課税証明書の添付が必要となります。(令和4年1月2日以降に 転入した方全員分)

- Ⅲ 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、
  世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)
- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに申請時お住まいの市区町村の窓口に、 直接または郵送でご提出ください。
  - 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を 申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。
- ※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。)

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安 (東京都区部の場合) 単身の場合:100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

#### お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00(12/29~1/3を除く)

板倉町役場 福祉課 社会福祉係

0276-82-6133

受付時間 平日9:00~17:00